

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 29日

個人情報ファイルの名称	PIO-NET2020 相談情報
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	地域振興部産業振興課
個人情報ファイルの利用目的	相談内容を蓄積し、同様事例の解決に役立てる
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 相談種別、2 相談方法、3 相談概要、4 相談者情報（氏名、連絡先、年齢、住所、性別、職業）、5 契約者情報（氏名、連絡先、年齢、住所、性別、職業）6 商品・役務情報、7 事業者情報、8 契約情報、9 内容別分類・内容等キーワード、10 拡損・危害情報、11 処理結果
記録範囲	北区消費生活センターに相談した者及び相談の原因となる契約をした者
記録情報の収集方法	本人又は代理人
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	各省庁、警察、国民生活センター、東京都
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

	☐ 番号法第 9 条第 4 項 ☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	地域振興部 産業振興課 消費生活センター 電話番号 03（5390）1239
備考	記録情報の経常的提供先は、記録情報の「相談者情報」、「契約者情報」を除く部分を自由に閲覧できる。また、文書による依頼を受けた場合は「相談者情報」、「契約者情報」を含めた記録情報を提供する場合がある。

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	中小企業融資ファイル
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	地域振興部産業振興課
個人情報ファイルの利用目的	あっせん書の発行、信用保証料及び利子補給金の支給事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 申込者情報（法人名、屋号、カナ氏名、代表者氏名、代表者生年月日、郵便番号、本店登記地、営業所住所、代表者住所、本店電話番号、営業所電話番号、代表者電話番号、業種、創業年、資本金額、従業員数、ビジネスプランコンテスト入賞有無）、2 融資申込情報（資金種類、申込金額、借入希望期間、希望据置期間、借入希望金融機関、借入希望支店、借入金の使途）、3 借入残高、4 実行融資情報（審査結果、貸付日、貸付金額、貸付利率、償還回数、返済期間、据置期間、初回返済月、初回償還日、終回償還日、利息計算日、利払区分、初回償還額、終回償還額、毎月償還額、金融機関名、支店名）、5 完済状況、6 信用保証情報（東京信用保証協会の利用有無、保障番号、保証料総額、保証料率、信用保証料補助額）、7 口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義）
記録範囲	北区中小企業融資あっせん申込書を提出した者、また変更届及び融資状況報告書を提出した者
記録情報の収集方法	本人又は代理人
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	取扱金融機関

特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第4項
	☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	地域振興部 産業振興課 経営支援係 電話番号 03（5390）1237
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年9月17日

個人情報ファイルの名称	北区デジタル地域通貨事業の利用者情報
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	産業経済文化部 産業振興課
個人情報ファイルの利用目的	北区デジタル地域通貨事業に関する業務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	☐ 令和5年4月1日以前
	☒ 新規（令和8年10月5日）
記録項目	1氏名、生まれた年、性別、郵便番号、メールアドレス等の利用者登録情報 2端末識別子、端末OS情報、ブラウザ情報、サービスの利用状況、アクセスログ 3決済履歴（購買履歴、決済日時、金額、利用店舗情報等）、チャージ履歴、ポイント付与及び消費履歴 4位置情報（利用者が位置情報の送信を許諾した場合に限る） 5その他、アンケート、問い合わせ、キャンペーン等への応募、又は利用者が入力・提供し、若しくはシステムを経由して取得される一切の情報
記録範囲	北区デジタル地域通貨事業において提供するアプリ、ウェブサイト、システム等のサービスを利用する者
記録情報の収集方法	北区デジタル地域通貨事業において提供するアプリ、ウェブサイト、システム等のサービスを利用する者
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：番

	号法別表項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 4 項
	☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	産業経済文化部 産業振興課 商工係 電話番号 03（5390）1235
備考	